[] LIFULL

第30回

定時株主総会招集ご通知

株式会社LIFULL (証券コード: 2120)

開催概要

日 時:2024年12月23日(月曜日)

午前10時

開催方法:場所の定めのない株主総会(バーチャル

オンリー株主総会)として開催いたします。

※インターネット上のみで開催するため、会場はございません。

U R L: https://web.sharely.app/login/lifull-30

書面又はインターネット等による 議決権行使期限

2024年12月20日(金曜日)午後5時まで

事前質問受付期限

2024年12月19日(木曜日)午後5時まで

URL: https://web.sharely.app/login/lifull-30

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役9名選任の件

第4号議案 監査役4名選任の件

第5号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する

譲渡制限付株式の付与のための報酬決定

の件

本定時株主総会の運営について

本株主総会は、インターネット上のみで開催する「バーチャルオンリー株主総会」です。株主様が実際にご来場いただく会場はございません。オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。当日のご出席方法に関しては4頁から7頁に記載の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご参照ください。

また、当日ご出席されない場合、あるいは当日ご出席される場合 も通信障害等に備え、書面又はインターネット等によって議決権 を事前行使することができます。

その他、本株主総会の運営等に変更がある場合には当社投資家情報サイト(https://lifull.com/ir/)でお知らせいたします。

(証券コード:2120) (発信日)2024年12月5日

株主各位

東京都千代田区麹町一丁目4番地4 株式会社LIFULL 代表取締役 井上 高志

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は、昨年に引き続き、当社定款の定めに基づき、場所の定めのない株主総会(以下、「バーチャルオンリー株主総会」といいます。)といたします。ご出席いただくために必要となる環境やお手続方法等の詳細は4頁から7頁の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご確認ください。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社投資家情報サイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社投資家情報サイト https://lifull.com/ir/ir-data/meeting/



また、電子提供措置事項は、当社投資家情報サイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス) https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「LIFULL」又は「コー

ド」に当社証券コード「2120」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

また、当日ご出席されない場合、あるいは当日ご出席される場合も通信障害等に備え、書面又は インターネット等によって議決権を事前行使することができます。お手数ながら株主総会参考書類 をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2024年12 月20日(金曜日)午後5時までに到着するようご返送ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (https://www.web54.net) にアクセスしていただき、本招集 ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」を ご利用のうえ、画面の案内に従って、2024年12月20日 (金曜日) 午後5時までに、議案に対する賛否を ご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、8頁から9頁の「議決権行使等についてのご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬具

11日 時	2024年12月23日(月曜日)午前10時 ※通信障害等により、本株主総会を上記日時に開催することができない場合、本株主総会は 2024年12月24日(火曜日)午前10時に延期いたします。
2 開催方法	バーチャルオンリー株主総会とします。詳細は4頁から7頁の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご確認ください。 ※インターネット上のみで開催するため、株主様が実際にご来場いただく会場はございません。
3 目的事項	 報告事項 1. 第30期(2023年10月1日から2024年9月30日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第30期(2023年10月1日から2024年9月30日まで) 計算書類の内容報告の件
	決議事項第1号議案 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役9名選任の件 第4号議案 第5号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4 議決権の行使等についてのご案内

8頁から9頁に記載の「議決権行使等についてのご案内」をご参照ください。

(1) 本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものといたします。

招集にあたっての 決定事項

(2) 通信障害等により、本株主総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本株主総会の延期 又は続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本株主総会の冒頭において 行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、速 やかに当社投資家情報サイト(https://lifull.com/ir/)でその旨及び延会又は継続会の開催日 時をお知らせいたします。

以上

- 株主総会の運営に変更が生じる場合は、当社投資家情報サイトに掲載させていただきます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社投資家情報サイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成する に際して監査をした対象書類の一部であります。

バーチャルオンリー株主総会のご案内

本株主総会は、インターネット上でのみ開催する「バーチャルオンリー株主総会」です。株主様が実際にご来場いただく会場はございません。オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。ご出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続方法等の詳細について、以下のとおりご案内申し上げます。

株主総会開会前





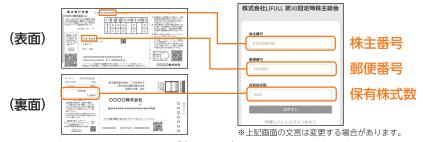


1. 「LIFULLバーチャル株主総会サイト」にアクセスしてください。

LIFULLバーチャル株主総会サイト https://web.sharely.app/login/lifull-30



- 2. 議決権行使書用紙に記載の「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、画面表示に従って入力しログインしてください。
 - ※議決権行使書用紙を投函する前に、「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、必ずお手許に お控えください。



3. ご不明点については、以下FAQサイトをご参照ください。 https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533 【ログイン方法、操作方法等に関する問合せ先】

■会社名: Sharely株式会社 ■電話番号: 03-6683-7661

■受付日時:2024年12月23日(月)午前9時から株主総会終了まで

株主総会開会前

議決権を事前行使する (12月20日午後5時まで)



株主総会当日

株主総会に出席する (12月23日午前10時開始)

※午前9時30分から配信開始



質問をする

議決権行使をする

●代理人による出席方法

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。ご希望の株主様は、株主総会に先立って、当社に「代理の意思表示を記載した書面(委任状)」のご提出が必要となりますので、以下の提出先までご送付ください。

〔代理人に関する書類の提出先〕 〒102-0083 東京都千代田区麹町1-4-4 株式会社LIFULL 株主総会担当宛 〔ご提出期限〕 2024年12月17日(火)午後5時必着

- ※提出期限までに必要書類が当社に届かなかった場合は、代理人による出席は認められませんのでご了承ください。
- ※ご提出いただいた書類に不備があった場合は、有効な委任としてお取り扱いできない場合がございます。

●事前質問について

LIFULLバーチャル株主総会事前質問受付専用サイト(https://web.sharely.app/e/lifull-30/pre_question)より、株主総会の目的事項に関する事前のご質問をお受けいたします。なお、お一人様につき3問、文字数は150文字までとさせていただきます。

〔事前質問受付期間〕2024年12月5日(木)午前10時から2024年12月19日(木)午後5時まで

- ※受付期間終了後に送信されたご質問にはお答えできかねます。
- ※事前質問受付サイトから動議はご提出いただけません。
- ※株主の皆様にご関心が特に高いと思われる事項を中心に、株主総会当日にご説明させていただく予定です。
- ●当日の議決権行使、質問及び動議の提出方法、「代理の意思表示を記載した書面(委任状)」の様式、事前質問方法等につきましては、下記URLにて「第30回定時株主総会 ご出席マニュアル」をご参照ください。https://ir.lifull.com/ir/ir-data/meeting/

本株主総会出席の際の議決権行使の取り扱いの内容

本株主総会にご出席いただいた場合の議決権行使の取り扱いについては、次のとおりです。

株主総会前日まで	本株主総会当日	議決権行使の取り扱い
美油株を東前伝体した	議決権を行使した*	当日の議決権行使が有効(事前行使は無効)
議決権を事前行使した	議決権を行使しなかった	議決権の事前行使が有効
詳油佐た東並仁はしていたい	議決権を行使した**	当日の議決権行使が有効
議決権を事前行使していない	議決権を行使しなかった	棄権

[※]株主総会当日に議決権を行使される場合は、すべての議案について、賛否をご表示ください(賛否を表示されなかった議案は事前行使があったものも含め棄権となります。)。

本株主総会の議事に用いる通信方法及び通信障害対策についての方 針の内容の概要

- インターネットの冗長化等の通信障害対策が講じられた株主総会専用システムを利用し、株主総会当日は通信障害対応が可能な専門スタッフを配置いたします。
- 通信障害により議事に著しい支障が生じた場合に備え、株主総会当日に、延会又は継続会の議長一任決議について諮ります。
- 通信障害が生じた場合に備え、予め対応マニュアルを整備いたします。
 対応マニュアルには、株主総会専用システムの運営会社と十分な協議のうえで、障害発生時の対応方法、株主様への周知方法等を記載いたします。

インターネットを使用することに支障のある株主様のご参加方法 (利益の確保に配慮することについての方針の内容の概要)

- 通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主様について、書面による事前の議決権行使を 推奨する旨を招集ご通知及び招集ご通知とあわせてお送りする書面等により通知いたします。
- 招集ご通知及び招集ご通知とあわせてお送りする書面等により、報告事項及び決議事項に関する情報提供を行う ことに加え、場所の定めのない株主総会の開催方法や参加方法に関してわかりやすい形で情報提供を行います。

株主総会への出席に関する注意事項

- 株主総会の進行上の都合やご質問内容により、すべてのご質問にお答えできない場合がございます。
- 当日は安定した配信に努め、通信障害が発生した場合に備え具体的な対処のマニュアルも準備しておりますが、 視聴される株主様の通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害、並び に送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性がございます。
- 株主総会当日において、株主様側の通信環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましては、一切の責任を負いかねます。
- ご出席いただく際の通信機器類、接続料金及び通信料等の一切の費用は株主様のご負担となります。
- 映像や音声データの録画・録音、第三者への提供、SNSなど公開での上映、転載・複製は禁じます。また、ログイン方法やログインに必要な項目を第三者に伝えることも禁じます。

議決権行使等についてのご案内

書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただきますよう、お願い申し上げます。



バーチャルオンリー株主総会に 出席される場合

4頁~7頁に記載の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご参照のうえ、バーチャルオンリー株主総会にご出席ください。

日時

2024年12月23日 (月曜日) 午前10時



書面(郵送)で議決権を 行使される場合

招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限

2024年12月20日 (金曜日) 午後5時到着分まで



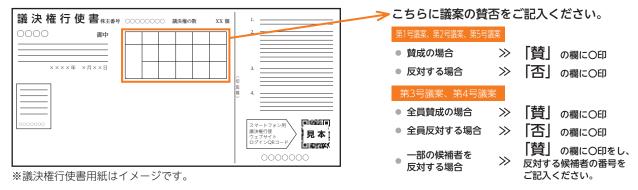
インターネット等で議決権 を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する 賛否をご入力ください。

行使期限

2024年12月20日 (金曜日) 午後5時完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

Q R コードを読み取る方法 「スマート行使 l

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使 ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り 可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC向けサイトヘアクセスし、議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイト へ遷移できます。

インターネット等による議決権行使で パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://www.web54.net

3 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、積極的な事業展開の推進により、利益の継続的な増加を目指す「将来の成長に対する投資」及び財務体質の充実・強化を図るための「内部留保」を中心に据えながら、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針の一つとして位置付けております。

配当金については、毎期の業績に応じた弾力的な成果の配分を基本方針としております。なお、非経常的な特殊要因により親会社の所有者に帰属する当期利益が大きく変動する場合は、その影響を考慮して配当金額を決定することがあります。

当期の期末配当については、親会社の所有者に帰属する当期利益の25%を配当性向の目途としております。また、当期は、以下の内容を配当原資に加算して配当金を計算しております。

- ・2021年に実施した海外子会社の組織再編に伴い発生した繰越欠損金の取り崩しによる税金の減少分
- ・海外事業ののれん7.056百万円の減損損失
- ・2023年1月より連結したFazWazの事業計画の見直しによるアーンアウト対価の追加計上によるコスト増加分

なお、1株当たりの配当金の計算については、期末時点の発行済株式数(自己株式を除く)をもとに計算しております。また、配当性向25%をより正確に計算するため、小数点以下第3位を四捨五入としております。

期末配当に関する事項

当期の期末配当については、当期の業績を踏まえ、上記の方針に則り、以下のとおりといたしたく存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 0円73銭配当総額 93,436,088円
剰余金の配当が効力を生じる日	2024年12月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の今後の多様な事業展開に備えるとともに、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条(目的)に事業 目的の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現行定款

(目的)

第2条(条文省略)

- (1)~(5) (条文省略)
- (6)特定労働者派遣事業
- (7)~(21)(条文省略)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

変更案

(目的)

第2条(現行どおり)

- (1)~(5) (現行どおり)
- (6) 労働者派遣事業
- (7)~(21) (現行どおり)

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員 (9名) は、本総会終結の時をもって任期満了となります。 つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏名	当社における地位及び担当	候補者属性
1	井 上 高 志	代表取締役 会長	再任
2	伊東祐	代表取締役 社長執行役員 LIFULL HOME'S事業本部長	再任
3	。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	取締役	再任
4	清水哲朗	取締役	再任
5	小林 蓝 忠	社外取締役	再 任 社外取締役候補者
6	中尾隆一郎	社外取締役	再任 独立役員 社外取締役候補者
7	大久保和孝	社外取締役	再任 独立役員 社外取締役候補者
8	未 粉 酱 敬	社外取締役	再任 独立役員 社外取締役候補者
9	中村公美		新任 独立役員 社外取締役候補者

候補者番号	30 f/s 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
有 任	ルのラネ たかし 井上 高志 (1968年11月23日)	1991年 4 月 株式会社リクルートコスモス (現株式会社コスモスイニシア) 入社 1992年 4 月 株式会社リクルート (現株式会社リクルートホールディングス) 転籍 1995年 7 月 ネクストホーム 創業 1997年 3 月 当社設立 代表取締役 2014年 3 月 一般財団法人Next Wisdom Foundation 代表理事 2018年10月 当社代表取締役社長執行役員 2019年 6 月 一般財団法人PEACE DAY 代表理事 (現任) 2021年10月 一般社団法人ナスコンバレー協議会 代表理事 (現任) 2023年12月 当社代表取締役会長 (現任) 特定非営利活動法人PEACE DAY 代表理事 (現任) (重要な兼職の状況) 一般財団法人アスコンバレー協議会 代表理事 一般社団法人ナスコンバレー協議会 代表理事 特定非営利活動法人PEACE DAY 代表理事	42,476,700株
	取締役候補者とした理由		

当社の創業者であり、創業から2023年12月まで最高経営責任者を務めておりました。同氏は、不動産業界やインターネットサービ スに関する豊富な経験と知識を有しており、現在も代表取締役会長として、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において強いリ ーダーシップを発揮し、当社グループの成長に重要な役割を果たしております。今後も当社の持続的な企業価値向上への貢献が期待 できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	がり 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2 再任	伊東 祐司 (1982年11月19日)	2006年 4 月 当社 入社 2015年 4 月 当社執行役員 HOME'S事業本部 賃貸・流通営業部長 2016年 4 月 当社執行役員 HOME'S事業本部 新UX開発部長 2018年 4 月 当社執行役員 LIFULL HOME'S事業本部副本部長 兼 新UX開発部長 2018年10月 当社執行役員 LIFULL HOME'S事業本部副本部長 兼 売買事業 部長 兼 新UX開発部長 2019年10月 当社執行役員 LIFULL HOME'S事業本部長 2020年12月 当社代表取締役執行役員 LIFULL HOME'S事業本部長 2023年12月 当社代表取締役社長執行役員 兼 LIFULL HOME'S事業本部長 (現任)	55,400株
	プの経営及び当社の主力	上以降、賃貸部門、流通部門等様々なマーケットに携わり、現在は代表取締役社長執行事業であるLIFULL HOME'S事業本部を統括しております。今後も当社の持続的な立め、取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	が 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	完产 潔 (1956年12月24日)	1980年 4 月 三菱商事株式会社 入社 1998年 1 月 Mitsubishi International Steel Inc. (米国) 自動車部長 2006年 3 月 ビタミンC6のバイオリサーチ株式会社 代表取締役社長 2007年 5 月 東京工業大学 特任教授 2007年 8 月 三菱商事株式会社 事業開発部長 2011年 1 月 TRILITY Pty Ltd (豪州) 取締役経営計画担当執行役員 2016年 4 月 三菱商事株式会社 地球環境・インフラ事業グループ監査担当 部長 2016年 6 月 当社 常勤社外監査役 2023年12月 当社 取締役 (現任) LIFULL CONNECT S.L.U. CEO (現任)	20,500株
	B/2/12/2/4/4/11 / 7874		

取締役候補者とした理由

三菱商事株式会社とその関連会社で経営幹部や代表取締役等を歴任されており、会社経営者として豊富な経験を有し、グローバルビジネスに精通しております。また、2016年6月から当社の常勤社外監査役を務め、当社の事業内容についても熟知し、実践的な見地から経営への助言や業務執行に対する監督を適切に行っていただきました。2023年12月からは当社取締役として海外事業を管掌しており、引き続きグローバルビジネス、ガバナンスに関する豊富な見識による助言・提言を当社の経営戦略の実現に最大限に活用させていただきたく、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	が 氏名 (生年月日)		略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4 再任	L 34 T C 25 5 清水 哲朗 (1967年10月11日)	2023年11月 2024年6月 (重要な兼職のわ マネックスグルー 株式会社コトラを 合同会社T2PLUS	プ株式会社 アドバイザー 戦略改革室 比外取締役	21,700株
	 取締役候補者とした理由			

長年にわたり金融業界において勤務経験があり、同業界で取締役を歴任されております。2023年11月からは当社取締役として不動産金融事業を管掌しており、引き続きその経歴を通じて培われた豊富な金融知識と見識による助言・提言を、当社の経営戦略の実現に最大限に活用させていただきたく、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	が 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5 再任 社外	小林 正忠 (1971年6月8日)	1994年 4 月 大日本印刷株式会社入社 1997年 4 月 株式会社エム・ディー・エム(現楽天グループ株式会社)入 社 2006年 4 月 同社 常務執行役員(現任) 2016年 5 月 台灣樂天市場股份有限公司 董事長(現任) 2019年12月 当社 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 楽天グループ株式会社 常務執行役員	一株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

楽天グループ株式会社に創業時より長年にわたり勤務し、同社とその関連会社で経営幹部や取締役等を歴任されており、その豊富な会社経営者としての見識による助言・提言を、当社の経営戦略の実現に最大限に活用させていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。

ス) 入社 2006年 4 月 同社 事業統括室力 2007年 4 月 同社 住まいカンノ 2013年 4 月 株式会社リクルート)代表取締役社 株式会社リクルー 究所 副所長 2017年 6 月 株式会社所工房 を 株式会社中尾マネ	(現株式会社リクルートホールディングンパニーパートナー
神尾 2019年12月 当社 社外取締役 2020年9月 リンクス株式会社 2022年7月 株式会社ZUU 社会 (重要な兼職の状況) 株式会社中尾マネジメント研究所代	トテクノロジーズ(現株式会社リクルー 長 ・ホールディングス リクルートワークス研 ・小取締役 ドメント研究所 代表取締役社長(現任) 見任) 土外取締役(現任) 取締役

株式会社リクルートホールディングスとその関連会社で経営幹部や代表取締役等を歴任されており、住宅領域、テクノロジー領域に精通している他、事業開発、マーケティング、組織活性化、KPIマネジメント等幅広い分野について専門的な知識と経験を有しております。その豊富な見識による助言・提言を、当社の経営戦略の実現に最大限に活用させていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	が 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	大久保 和孝 (1973年3月22日)	1995年11月 センチュリー監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 1999年4月 公認会計士登録 2003年10月 新日本インテグリティアシュアランス株式会社(現EY新日本 サステナビリティ株式会社) 取締役 2006年2月 同社 常務取締役 2006年6月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) / ートナー 2016年2月 同法人 経営専務理事 ERM本部長 2019年6月 株式会社大久保アソシエイツ代表取締役社長(現任)サンフロンティア不動産株式会社 社外取締役 セガサミーホールディングス株式会社 社外監査役 2019年9月 株式会社プレインパッド 社外監査役 2019年12月 当社 社外取締役(現任) 2020年2月 株式会社でレーションポルの総役(現任) 2020年6月 株式会社でローションポルの総役(現任) 2020年6月 株式会社でレーションポルの総役(場任) 2021年9月 株式会社でレインパッド 社外取締役(第1日) 2021年9月 株式会社でレインパッド 社外取締役(監査等委員)(現任) 2022年6月 サンフロンティア不動産株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任) 103年6月 サンフロンティア不動産株式会社 社外取締役(監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社大久保アソシエイツ 代表取締役社長 セガサミーホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員) 株式会社プレインパッド 社外取締役(監査等委員) 株式会社プレインパッド 社外取締役(監査等委員) 株式会社プレインパッド 社外取締役(監査等委員) 株式会社のエルディングス株式会社 社外取締役(監査等委員) 株式会社のエ組合中央金庫 社外取締役(監査等委員) 株式会社商工組合中央金庫 社外取締役(監査等委員) 株式会社商工組合中央金庫 社外取締役 (監査等委員) 株式会社S Dnaform 代表取締役社長	14,800株

す。

及び財界団体の幹事等を歴任され、コンプライアンス、CSR分野においても豊富な知識と経験を有しております。その豊富な見識による助言・提言を、当社の経営戦略の実現に最大限に活用させていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものでありま

候補者番号	がり がな 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
再任 社外 独立	きむら なおのり 木村 尚敬 (1968年7月8日)	1988年12月 ベンチャー企業創業 1998年6月 日本NCR株式会社 ソリューションスペシャリスト 2001年9月 タワーズペリン東京支店 コンサルタント 2004年1月 アーサー・D・リトル(ジャパン)株式会社 マネージャー 2007年11月 株式会社経営共創基盤 ディレクター 2012年1月 同社 パートナー マネージングディレクター 2013年4月 学校法人グロービス経営大学院 教授 (現任) 2016年12月 益基譜管理諮詢 (上海) 有限公司 執行董事 2017年6月 サンデンホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社モルテン 社外取締役 (現任) 2019年1月 益基譜管理諮詢 (上海) 有限公司 董事長兼総経理 (現任) 2021年6月 りらいあコミュニケーションズ株式会社 社外取締役 2022年8月 りらいあコミュニケーションズ株式会社 社外取締役 2022年8月 対学院大学至善館 特任教授 (現任) 2022年12月 当社 社外取締役 (現任) 2024年10月 株式会社IGPIグループ 共同経営者 (現任) 株式会社経営共創基盤 マネージングディレクター (現任)	一株
	対	中乃が即待される役割の郷亜	

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたり経営改革、事業戦略分野に携わるとともに、国内外事業会社で経営幹部を歴任されており、経営管理全般に幅広い知識と経験を有しております。その豊富な見識による助言・提言を、当社の経営戦略の実現に最大限に活用させていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	がり 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
9 新任 社外	なかむら く み 中村 公美 (1970年7月4日)	1993年 4 月 安田海上火災保険株式会社(現損保ジャパン株式会社)入社 2002年11月 株式会社KPMG FAS シニアコンサルタント 2005年11月 アント・キャピタル・パートナーズ株式会社 プライベート・エクイティ投資グループ ディレクター 2013年 7 月 株式会社LIXILグループ (現株式会社LIXIL) 新規事業開発室長 2017年 8 月 日本コカ・コーラ株式会社 M&A、コンペティティブインテリッジェンス、システムエコノミクス統括部長 2018年 9 月 ユナイテッド株式会社 執行役員 経営管理本部管掌 2020年10月 日本板硝子株式会社 執行役員 経営企画統括部事業戦略部長 同社 執行役員CCPO(最高経営企画責任者) 経営企画統括部 長 2021年10月 同社 常務執行役員CCPO 経営企画統括部長 兼 コーポレート戦略部長 同社 執行役CCDO(最高事業開発責任者) コーポレート事業開発統括部長 ビアメカニクス株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任) 株式会社ティーガイア 社外取締役(現任)	一株
	 対処取締役候補老とした理	中及び期待される役割の概要	

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたり経営・事業変革の立案・実行に携わり、またM&Aや事業開発、企業再生、ファイナンス業務に取り組むなど経営者とし て広範な知識を有しております。その経営に対する高い見識と経験による助言・提言を、当社の経営戦略の実現に最大限に活用させ ていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1.取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりとなります。
 - 小林正忠氏は、当社の株式を23,797,100株(持株比率18,59%(発行済株式総数から自己株式を控除して計算))所有 する楽天グループ株式会社の常務執行役員であり、当社は同社及びそのグループ企業との間で広告宣伝の依頼等の取引関 係があります。
 - 2.その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 3.小林正忠氏、中尾隆一郎氏、大久保和孝氏、木村尚敬氏及び中村公美氏は社外取締役候補者であります。
 - 4.小林正忠氏、中尾隆一郎氏、大久保和孝氏及び木村尚敬氏は、現在当社の社外取締役でありますが、それぞれの社外取締 役としての在任期間は、本総会終結の時をもって小林氏、中尾氏及び大久保氏が5年、木村氏が2年となります。
 - 5.中尾隆一郎氏、大久保和孝氏及び木村尚敬氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任が承 認された場合には、引き続き独立役員として指定する予定であります。また、中村公美氏は、東京証券取引所の定めに基 づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
 - 6.当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することがで きる旨の規定を定款に定めており、現在当社の社外取締役である小林正忠氏、中尾降一郎氏、大久保和孝氏及び木村尚敬 氏と責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意で重大な 過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合、当社は各氏

との当該責任限定契約を継続する予定であります。また、中村公美氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の責任 限定契約を締結する予定であります。

- 7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社役員を含む 被保険者の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合、各氏は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 8.井上高志氏の所有株式数は、実質所有株式数を記載しております。

第4号議案 監査役4名選任の件

監査役全員(4名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ています。

監査役候補者は次のとおりです。

候補者 番号		В	名		当社における地位	候補者属性
1	大	陽	祥	予	常勤監査役	再任
2	松松	嶋	着	会	社外監査役	再 任 社外監査役候補者
3	<u></u>	垣		淳	社外監査役	再任 独立役員 社外監査役候補者
4	。 ロケ	ÿ	卜和	佳子		新 任 独立役員 社外監査役候補者

1996年8月 井川公認会計士事務所入所 1997年9月 株式会社パソナ入社 2008年9月 当社入社 2009年4月 当社管理本部財務部長 2014年4月 当社内部監査室長 2018年4月 当社内部統制部長 2019年12月 当社内部統制部長兼内部監査室長 2023年12月 当社常勤監査役(現任)	候補者番号	^{39) が8} 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
天陽 祥子 (1972年8月8日) 監査役候補者とした理由	再任	(1972年8月8日)	1997年 9 月 株式会社パソナ入社 2008年 9 月 当社 入社 2009年 4 月 当社 管理本部財務部長 2014年 4 月 当社 内部監査室長 2018年 4 月 当社 内部統制部長 2019年12月 当社 内部統制部長 兼 内部監査室長	1,900株

2008年9月に当社へ入社以降、財務部門の責任者を務めた後に、内部監査部門、内部統制部門を統括しており、財務及び会計、ガバナンスに関する相当程度の知見を有しております。2023年12月からは当社常勤監査役として、当社の経営監視・監査を遂行しており、引き続きその専門知識と経験を当社の監査の充実に活かしていただくことを期待して、監査役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号	^{33) が3} 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における (重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数			
2 再任 社外	*************************************	(法務省法務総合研修所国際 2006年 1 月 独立行政法人国際協力機構 ウ 2010年 6 月 PricewaterhouseCoopers I ト 2014年10月 PricewaterhouseCoopers I 2015年 1 月 PricewaterhouseCoopers I 2017年 4 月 アンダーソン・毛利・友常法 2019年 4 月 株式会社鹿児島銀行 社外監査 2020年12月 当社 社外監査役 (現任)	技術協力専門家養成個人研修員 協力部研修) ズベキスタン長期派遣専門家 Russia B.V. シニアコンサルタン Russia B.V. マネジャー Advisory LLC マネジャー 津事務所 アソシエイト弁護士 役 律事務所外国法共同事業 スペシ 役(監査等委員) (現任)	一株			
	社外監査役候補者とした理由 過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことがありませんが、同氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するものであります。その豊富な経験と見識を当社の経営監視・監査に活かしていただきたいため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。						

候補者番号	部 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3 再任 社外 独立	たしがき あつし 西垣 淳 (1961年9月30日)	1984年 4 月 株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほ銀行)入行2004年 5 月 株式会社みずほ銀行ビジネスソリューション部次長2009年 1 月 同行高田馬場支店長2011年 6 月 同行 丸の内中央法人部 部長2013年 1 月 同行 渋谷中央第二部付審議役2013年 8 月 株式会社オオバ 取締役企画本部長2016年 6 月 同社 常務取締役CFO企画本部長2020年 8 月 同社 常務取締役内部統制担当2022年 8 月 日本都市整備株式会社 社外取締役近畿都市整備株式会社 社外取締役近畿都市整備株式会社 社外取締役近畿都市整備株式会社 社外取締役2022年10月 公益財団法人東京都都市づくり公社経営企画担当参与2022年12月 当社社外監査役(現任)2023年 6 月 株式会社オオバ顧問(現任)2024年 6 月 公益財団法人東京都都市づくり公社監事(現任)	3,900株
	社外監査役候補者とした理 長年にわたる金融業界に	・ 由 おける勤務経験の他、建設コンサルタント会社において経営幹部、取締役を歴任され	ました。その経歴を通

長年にわたる金融業界における勤務経験の他、建設コンサルタント会社において経営幹部、取締役を歴任されました。その経歴を通じて培われた豊富な金融知識と見識を当社の経営監視・監査に活かしていただきたいため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号	が 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数	
4 新任 社外	るけっと わき子 ロケット 和佳子 (1966年1月19日)	1988年 4 月 株式会社リクルート 入社 1992年11月 ジャパンタイムズ株式会社 ゼネラルマネージャー 1997年 3 月 ユニデン株式会社 国際法務兼経営企画室マネジャー 2000年 2 月 ケアネット株式会社 管理部法務総務グループリーダー 2001年10月 朝日監査法人(現 KPMG有限責任あずさ監査法人)マネージ ング・ディレクター/パートナー 2024年 1 月 ヒューマンライフコード株式会社 顧問(現任) 2024年 6 月 株式会社東北新社 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社東北新社 社外取締役	一株	
独立				

社外監査役候補者とした理由

監査法人において長年にわたり大企業へのグループ会社リスクマネジメント態勢、コンプライアンスを含む内部統制等やそれらの実装及び開示の高度化支援、リスクアプローチからの事業ポートフォリオ戦略立案 (ESG戦略及び企業価値向上を含む)支援等のアドバイザリー業務を担当されておりました。その経歴を通じて培われた豊富な知識と見識を当社の経営監視・監査に活かしていただきたいため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1.監査役候補者のうち、松嶋希会氏、西垣淳氏及びロケット和佳子氏は、社外監査役候補者であります。
 - 2.監査役候補者のうち、松嶋希会氏はアンダーソン・毛利・友常法律事務所のスペシャル・カウンセルであり、同事務所と 当社との間には役務提供等の取引関係があります。
 - 3.その他の監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 4.松嶋希会氏及び西垣淳氏は、現在当社の社外監査役でありますが、それぞれの社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって、松嶋氏は4年、西垣氏は2年となります。
 - 5.西垣淳氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定する予定であります。また、ロケット和佳子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には独立役員として指定する予定であります。
 - 6.当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款に定めており、現在当社の監査役である大隅祥子氏、松嶋希会氏及び西垣淳氏と責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。大隅祥子氏、松嶋希会氏及び西垣淳氏の再任が承認された場合、当社は各氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。また、ロケット和佳子氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の内容の契約を締結する予定であります。
 - 7.当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社役員を含む 被保険者の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者の選任が承 認された場合、各氏は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新 を予定しております。
 - 8.大隅祥子氏の戸籍上の氏名は新井祥子であります。

(ご参考) 第3号議案及び第4号議案をご承認いただいた場合のスキル・マトリックス

当社の取締役・監査役が有している専門性及び経験は次のとおりであります。

	当社における地位 (予定)	専門性及び経験									
氏名		企業理念の 実践※	経営者経験	グローバル	サステナビ リティ	不動産	金融	テクノロジ ー	法務・リス クマネジメ ント	会計・ファ イナンス	M&A
井上 高志	代表取締役会長	0	0	0	0	0		0			0
伊東 祐司	代表取締役社長執行役員	0	0			0					
宍戸 潔	取締役	0	0	0				0	0		0
清水 哲朗	取締役	0	0		0		0		0	0	0
小林 正忠	社外取締役	0	0	0	0						
中尾 隆一郎	社外取締役	0	0		0	0		0			
大久保 和孝	社外取締役	0	0		0		0		0	0	
木村 尚敬	社外取締役	0	0	0	0					0	0
中村 公美	社外取締役	0	0	0			0			0	0
大隅 祥子	常勤監査役	0							0	0	0
松嶋・希会	社外監査役	0		0					0		0
西垣 淳	社外監査役	0	0				0		0	0	0
ロケット 和佳子	· 社外監査役	0		0	0		0	0	0	0	0

[※]企業理念 社是:利他主義

経営理念:常に革進することで、より多くの人々が心からの「安心」と「喜び」を得られる社会の仕組みを創る

⁽注) 上記一覧表は、取締役及び取締役候補者並びに監査役及び監査役候補者の有するすべての知見・経験を表すものではありません。

第5号議案

取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与の ための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2000年7月15日開催の臨時株主総会において、年額240,000千円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の範囲内にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。なお、これまでの当社グループ独自の取締役報酬制度(LVAS:LIFULL Group Vision Achievement Score)に基づいて算出された額を金銭報酬としていたものを、金銭報酬及び株式報酬とするものであり、算出方法自体に変更はございません。

本議案により支給される報酬は、①当社の普通株式、あるいは②譲渡制限付株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものといたします。

本議案に基づき支給される報酬としての当社の普通株式又は金銭債権の総額は、年額1億円以内といたします。

なお、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、金銭債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該株式と引換えにする金銭の払込みを要しないものといたしますが、対象取締役に対して支給する上記報酬額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

一方、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、譲渡制限付株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権を支給する場合には、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。この場合における1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

対象取締役に対して発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年65万株以内(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)といたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役(社外取締役を除く。)は5名でありますが、第3号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり 承認可決されますと、取締役(社外取締役を除く。)は4名となります。

また、本議案に基づく、対象取締役に対する当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭 債権を支給する場合の当該金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付 株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上 限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条 件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針(なお、当該方針の 内容は、当社の第30期事業報告49頁から50頁をご参照ください。)その他諸般の事情を考慮して決定されており、 相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より50年間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を 退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を 当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等

に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。なお、今般、2024年11月13日開催の取締役会において、一部、報酬に株式付与を追加する変更を決議承認しました。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針(基本報酬の額、業績連動報酬等の額の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針を含む) 取締役の報酬等は、取締役が企業価値の向上を職責とすることを考慮し、従業員の賃金水準と比較して、職務執行 上妥当な水準を確保・維持することを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、当社業績や株価の変動による利益・リスク等の利害を株主とより共有すること、及び中長期的な業績、企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的として業績連動報酬等とする。 社外取締役の報酬はその職務に鑑み、基本報酬のみとする。

2. 業績連動報酬等の個人別の報酬の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

業務執行取締役を対象とする業績連動報酬等は、当社グループ独自の取締役報酬制度(LIFULL Group Vison Achievement Score)(LVAS)として、①利他貢献:世の中への貢献、②成長・革新の度合い、③組織のビジョン体現の観点から独自の指標を定め、事業年度ごとに算出したスコアに則って算出された現金及び株式報酬とし、現金報酬については、毎月定額を支払うものとする。

- 3. 基本報酬の個人別の報酬の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む) 社外取締役を対象とする基本報酬は、月例の固定報酬とし、他社水準、当社業績、従業員の賃金水準等を総合的に 勘案して決定するものとする。
- 4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容の決定について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び業績連動報酬等の額とする。

なお、業績連動報酬等の額については、LVASにより算出された額を踏まえて決定するものとする。

以上

提供書面

事業報告(2023年10月1日から2024年9月30日まで)

I 企業集団の現況

1. 事業の経過及び成果

全般的概況

当社グループは「常に革進することで、より多くの人々が心からの「安心」と「喜び」を得られる社会の仕組みを創る」を経営理念として掲げ、あらゆるステークホルダーに配慮した健全な事業活動を通じ、当社グループの企業価値向上と、持続的な社会の発展に貢献することを目指しております。当期における事業環境は、国内においては、雇用・所得環境に改善の動きがみられること等を背景に、緩やかな回復基調が続いているものの、エネルギー価格の高騰や円安基調の継続等に起因する物価上昇感から、個人消費の回復は限定的となっております。

当社の主要な事業領域である建設・不動産業界においては、新築着工件数の減少と、資材・人件費高騰等による 新築物件の価格上昇が継続しており、当期(2023年10月~2024年9月)の全国移動者数は前期比0.2%減少して います(総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」より)。海外においては、世界的な金融引き締めに伴う影響 や景気の下振れなどもあり、依然として先行き不透明な状況が継続しております。

このような環境のもと、当社グループは、主力事業であるHOME'S関連事業と海外事業を中心に、中期経営計画(2021年~2025年)の達成に向け収益力の向上に努め、中長期的な事業成長を目指した積極的な投資を継続すると共に、主力事業へ経営リソースの集中を行っております。その一環として、2024年2月には、「LIFULLトランクルーム」の運営を行っていた株式会社LIFULL SPACEの株式譲渡を実施しました。

これらの結果、当期における連結業績は、売上収益34,466百万円(前期比△5.3%)となりましたが、前期に計上されている一時的な地域創生ファンドの売上収益2,517百万円と、2024年2月に株式譲渡を行ったLIFULL SPACEの前期の第3四半期以降の売上収益を除くと、前期比+2.1%の増収となっております。

一方で、LIFULL CONNECTで構成される海外事業では、売上及び収益性改善のために2023年12月に経営体制を刷新し、立て直し計画を遂行しておりましたが、一部の指標では改善が見られたものの自然流入の減少傾向は継続し、立て直し計画からも乖離が生じたため、のれんの減損損失7,056百万円を計上しました。また、前CEOの退任や体制移行に伴う一時的な費用が発生していることや、国内のHOME'S関連事業で中長期の成長拡大に向けた積極的な採用活動を行っていること等により、営業損失6,443百万円(前期は営業利益1,842百万円)、税引前損失7,076百万円(前期は税引前利益1,518百万円)、当期損失8,462百万円(前期は当期利益963百万円)、親会社の所有者に帰属する当期損失8,463百万円(前期は親会社の所有者に帰属する当期利益939百万円)となりました。

また、これらの状況を踏まえ、海外事業の赤字を止めるべくリストラクチャリング計画を進めており、2024年11月13日に、LIFULL CONNECTの株式を異動することについて具体的な協議をFAZWAZ PTE. LTD.の創業者と進める旨の基本合意契約書を締結いたしました。詳細は、同日発表の「海外特定子会社の異動に関するお知らせ」をご覧ください。本異動が実施された場合、LIFULL CONNECTは当社の連結対象から除外される予定です。

	第29期 (2023年9月期)	第30期 (2024年9月期)
	金額(百万円)	金額(百万円)
売上収益	36,405	34,466
営業利益	1,842	△6,443
親会社の所有者に帰属する当期利益	939	△8,463

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりです。 なお、セグメント間取引については相殺消去しておりません。

(1) HOME'S関連事業

売上収益 24,034百万円



主力事業である「HOME'S関連事業」のセグメントは、不動産・住宅情報サイト「LIFULL HOME'S」や不動産投資と収益物件の情報サイト「健美家」及び関連事業で構成されています。

LIFULL HOM'ESでは、当期は前期から引き続き、クライアント・ユーザーへの価値提供の向上と競争力強化に向けて、より一人ひとりにぴったりな住まい探しを提案し、成約確度の高い送客を行えるよう、AI技術を活用した新機能の開発や、ユーザー体験の向上を目的としたUX・UIの改修、クライアントネットワークの拡大・強化に取り組んでおります。

国内の移動者数がほぼ横ばいで推移する中、各種施策の効果によりトラフィックは順調に増加し、当事業の売上収益は24,034百万円(前期比+3.4%)となりました。中長期の成長拡大に向けて積極的な採用活動を行ったこと等から、セグメント利益は2,673百万円(同△3.8%)となりました。

※2024年9月期より、LIFULL HOME'Sの開発に係るLIFULL Tech Vietnam Co.,Ltd. 及びLIFULL Tech Malaysia Sdn. Bhd. が属する報告セグメントを、海外事業からHOME'S関連事業に変更しております。前期の実績は、変更後の報告セグメントの区分に基づいて記載しております。

(2) 海外事業

売上収益 8.154百万円



当セグメントは、主にLIFULL CONNECTが運営する不動産・住宅情報のポータルサイトとアグリゲーションサイト、DXエージェント(テクノロジーを活用した不動産取引。2023年1月より連結したFazWaz Thailand Co. Ltd, を中心に展開)により構成されています。

当期においても、成長戦略「Moving to Direct」(ユーザーとクライアントへのサービス提供価値を高めながら DXエージェントやポータルサイトを強化する戦略)を継続して推進しました。その結果、DXエージェントの FazWazを中心にDirect領域は好調に進捗しているものの、外部環境の急激な変化等からアグリゲーションサイトの 減収が継続しており、売上の向上と収益性の回復に向けて、2023年12月に役員と経営体制の変更を行い、立て直し 計画を進めております。

以上の結果、当事業の売上収益は8,154百万円(同 \triangle 1.2%)となりました。主な増収要因は、前期に連結を開始した2社(2023年1月にFazWaz Thailand Co. Ltd,、2023年3月にMedios de Clasificados, S. De R.L. de CV)によるものです。アグリゲーションの減収に加え、立て直しのための前CEOの退任や体制移行に伴う一時的な費用が発生したことから、セグメント損失は1,464百万円(前期はセグメント損失246百万円、1,218百万円の悪化)となりました。海外事業については、立て直し計画により一部の指標では改善が見られるものの、今後もアグリゲーションの減収は継続する見通しであることから、のれんの減損損失7,056百万円を計上しました。

また、これらの状況を踏まえ、海外事業の赤字を止めるべくリストラクチャリング計画を進めており、2024年11月13日に、LIFULL CONNECTの株式を異動することについて具体的な協議をFAZWAZ PTE. LTD.の創業者と進める旨の基本合意契約書を締結いたしました。詳細は、同日発表の「海外特定子会社の異動に関するお知らせ」をご覧ください。本異動が実施された場合、LIFULL CONNECTは当社の連結対象から除外される予定です。

※2024年9月期より、LIFULL HOME'Sの開発に係るLIFULL Tech Vietnam Co.,Ltd. 及びLIFULL Tech Malaysia Sdn. Bhd. が属する報告セグメントを、海外事業からHOME'S関連事業に変更しております。前期の実績は、変更後の報告セグメントの区分に基づいて記載しております。

(3) その他

売上収益 2,288百万円



その他は、老人ホーム・介護施設の検索サイト「LIFULL 介護」、地方創生事業等により構成されています。 当事業の売上収益は2,288百万円(同△53.6%)、セグメント損失は421百万円(前期はセグメント損失204百万円、216百万円の悪化)となりました。前期に地域創生ファンドのホテル案件等の売却により一時的に売上が増加したことと、2024年2月に「LIFULLトランクルーム」の運営を行っていた株式会社LIFULL SPACEの株式を譲渡したことによる減収であり、地域創生ファンドの一時的な売上と、LIFULL SPACEの前期の第3四半期以降の売上を除いた場合、当セグメントの当期の売上収益は前期と同水準となります。また、この地域創生ファンドの一時的な売却に係る利益を除いた場合、当期のセグメント損失は前期より改善しております。

2. 設備投資の状況

当期において実施した企業集団の設備投資の総額は、454百万円であります。その主な内容は、サービス機能等のソフトウェアの開発、什器備品の購入等であります。

3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2024年2月29日付で株式会社LIFULL SPACE(現 株式会社ジャパントランクルーム)の全株式をエリアリンク株式会社に譲渡いたしました。

8. 財産及び損益の推移



基本的1株当たり当期利益 (単位:円)











		第27期 (2021年9月期)	第28期 (2022年9月期)	第29期 (2023年9月期)	第30期 (当連結会計年度) (2024年9月期)
売上収益	(百万円)	35,857	35,730	36,405	34,466
営業利益	(百万円)	△6,644	1,672	1,842	△6,443
親会社の所有者に帰属する 当期利益	(百万円)	△5,901	1,180	939	△8,463
基本的1株当たり当期利益	(円)	△44.78	8.96	7.31	△66.12
資産合計	(百万円)	45,887	48,727	51,166	41,191
資本合計	(百万円)	28,538	31,123	32,554	24,202
1株当たり親会社所有者 帰属持分	(円)	215.61	235.18	253.58	188.33

9. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
LIFULL CONNECT, S.L.U.	3,001 ューロ	100.0%	アグリゲーションサイトやポータルサイト、不動 産取引を実施するDXエージェントを運営するグ ループ会社の経営管理ならびにそれに付随する業 務

(3) その他

楽天グループ株式会社は、当社の議決権を18.60%所有しており、当社は同社の持分法適用会社であります。

10. 対処すべき課題

当社グループは、中期経営戦略の実行に際し、以下のような課題に取り組んでいます。

(1) HOME'S関連事業の強化

不動産・住宅情報サイト「LIFULL HOME'S」と不動産投資と収益物件の情報サイト「健美家」において不動産情報・価格情報・物件性能評価・不動産事業者評価といった情報の網羅と可視化に加え、一人ひとりにぴったりな住まい探しを支援する新たな検索体験の創出、ユーザー数の増加、顧客基盤の強化、物件情報の鮮度向上に取り組み、ユーザーとクライアント双方に対する提供価値を増加させることで業績の拡大に努めてまいります。

(2) 不動産市場の活性化・拡大

物件の新たな活用の提案や生成AI等を活用した不動産業界の業務効率化等、不動産市場の活性化と拡大に努めてまいります。

(3) 海外事業のグローバルにおける成長力の強化

各種サービスの高度化、M&Aによる戦略的サービス強化地域におけるシェア拡大、マルチメディアをコントロールする統合プラットフォームの構築、オンラインを活用した不動産取引を行うDXエージェントの強化に取り組むことで、ユーザーとクライアントに質の高いサービスを提供し、顧客基盤の強化と広告単価の向上に努めております。

一方で足元の業績を鑑み、グループの利益最大化のためリストラクチャリングを進めております。

(4) M&A、事業提携の推進

既存事業の拡充、人材獲得、関連技術の獲得及び新規事業への進出のため、M&Aや事業提携を推進してまいります。

(5) 人材採用・育成、組織力の強化

持続的な成長のために、新卒及び中途社員の採用をすすめ、社内外の教育研修プログラムによる専門スキルの向上や会社の価値観の共有等を通じて、当社グループの人的資産及び組織力の強化に努めてまいります。

11. 主要な事業内容 (2024年9月30日現在)

当社グループは、当期末現在、当社、連結子会社38社(国内10社、海外28社)により構成されており、HOME'S関連事業、海外事業の2つのセグメントにて事業展開を行っております。当区分はセグメント情報の区分と一致しております。

【HOME'S関連事業】

当事業は、不動産・住宅情報サイト「LIFULL HOME'S」や不動産投資と収益物件の情報サイト「健美家」及び 関連事業で構成されております。

【海外事業】

当事業は、主にLIFULL CONNECTが運営する不動産・住宅情報サイト、不動産取引支援を行うDXエージェント等により構成されています。

12. 主要な営業所 (2024年9月30日現在)

(1) 当社

本 社	東京都千代田区	
大阪支店	大阪府大阪市北区	
名古屋支店	愛知県名古屋市中村区	
福岡支店	福岡県福岡市博多区	
札幌支店	北海道札幌市中央区	

(2) 子会社

LIFULL CONNECT, S.L.U. スペイン

13. 従業員の状況 (2024年9月30日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,758名	249名増

(注) 1.従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数を含みません。 2.前連結会計年度末に比べ従業員が249名増加しております。主な理由は、連結子会社の事業拡大によるものであります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
669名	5名増	37.1歳	8年

- (注) 1. 上記のほか、臨時雇用者の年間の平均人員数は101名であります。
 - 2. 当社から社外への出向者(17名)を除いております。

14. 主要な借入先の状況 (2024年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,500百万円
株式会社みずほ銀行	1,500百万円
三井住友信託銀行株式会社	200百万円
日本生命相互株式会社	83百万円

Ⅱ 会社の株式に関する事項 (2024年9月30日現在)

1. 発行可能株式総数

350,452,800株

2. 発行済株式の総数

134,239,870株

(自己株式6,245,229株を含む)

3. 株主数 18,475名

4. 大株主

株主名	所有株式数(株)	持株比率(%)
井上 高志	42,476,700	33.19
楽天グループ株式会社	23,797,100	18.59
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	11,962,600	9.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,243,900	5.66
野村信託銀行株式会社(投信口)	2,742,900	2.14
CACEIS BK ES DCV CLIENTS	2,295,121	1.79
LIFULL従業員持株会	1,473,159	1.15
五味 大輔	1,400,000	1.09
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GC M CLIENT ACCTS M ILM FE	919,092	0.72
JP MORGAN CHASE BANK 385781	793,655	0.62

⁽注) 1. 当社は、自己株式を6,245,229株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

^{2.} 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

^{3.} 井上高志氏の所有株式数は、実質所有株式数を記載しております。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

	第1回新株予約権
発行決議日	2022年11月9日
新株予約権の数	7,670個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 767,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり16,800円 (1株当たり168円)
権利行使期間	2026年1月1日から2029年1月5日まで
行使の条件	(注)
交付状況	新株予約権の数 7,670個 目的となる株式数 767,000株 交付者数 取締役(社外取締役除く) 3名 当社使用人 5名

- (注) 新株予約権の行使の条件
- ① 本新株予約権を保有する者(以下、「本新株予約権者」という。)は、当社の2025年9月期(決算期が変更された場合は、2025年9月よりも後に終了する期)に係る有価証券報告書における単体及び連結

の営業利益が、それぞれ下記 (a) 及び (b) に掲げる条件を充たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

- (a) 連結営業利益が50億円以上
- (b) 単体営業利益が30億円以上
- ② 本新株予約権者は、割当日から2024年9月30日までの期間において、継続して当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを条件として、本新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

	第2回新株予約権	
発行決議日	2022年11月9日	
新株予約権の数	13,530個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 1,353,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり400円 (1株当たり4円)	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり16,800円 (1株当たり168円)	
権利行使期間	2026年1月1日から2029年1月5日まで	
行使の条件	(注)	
交付状況	新株予約権の数 13,530個 目的となる株式数 1,353,000株 交付者数 当社使用人 395名	

- (注) 新株予約権の行使の条件
- ① 本新株予約権を保有する者(以下「本新株予約権者」という。)は、当社の2025年9月期(決算期が変更された場合は、2025年9月よりも後に終了する期)に係る有価証券報告書における単体の営業利益

が下記に掲げる条件を充たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。 当社単体営業利益が30億円以上

- ② 本新株予約権者は、割当日から2024年9月30日までの期間において、継続して当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを条件として本新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

	第3回新株予約権
発行決議日	2023年12月21日
新株予約権の数	1,934個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 193,400株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり17,600円 (1株当たり176円)
権利行使期間	2026年1月1日から2029年1月5日まで
行使の条件	(注)
交付状況	新株予約権の数 1,934個 目的となる株式数 193,400株 交付者数 取締役(社外取締役除く) 2名

(注) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権を保有する者(以下、「本新株予約権者」という。)は、当社の2025年9月期(決算期が変更された場合は、2025年9月よりも後に終了する期)に係る有価証券報告書における単体及び連結の営業利益が、それぞれ下記(a)及び(b)に掲げる条件を充たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。
 - (a) 連結営業利益が50億円以上

(b) 単体営業利益が30億円以上

- ② 本新株予約権者は、割当日から2024年9月30日までの期間において、継続して当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを条件として、本新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

Ⅳ 会社役員に関する事項 (2024年9月30日現在)

1. 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	井 上	高 志	(重要な兼職の状況) 一般財団法人PEACE DAY 代表理事、一般社団法人ナスコンバレー協議会 代表理 事、特定非営利活動法人 PEACE DAY 代表理事
代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	伊東	祐司	LIFULL HOME'S事業本部長
取 締 役	宍 戸	潔	(重要な兼職の状況) LIFULL CONNECT S.L.U. CEO
取 締 役	清水	哲 朗	(重要な兼職の状況) マネックスグループ株式会社 アドバイザー 戦略改革室、株式会社コトラ 社外取 締役、合同会社T2PLUS 代表社員、株式会社LIFULL Financial 代表取締役社長
取締役 執行役員	Ш	貴士	グループデータ本部長 (重要な兼職の状況) LIFULL TECH VIETNAM COMPANY LIMITED 委任代表者
社 外 取 締 役	小林	正忠	(重要な兼職の状況) 楽天グループ株式会社 常務執行役員
社外取締役(独立役員)	中尾隆	— 郎	(重要な兼職の状況) 株式会社中尾マネジメント研究所 代表取締役社長
社 外 取 締 役 (独 立 役 員)	大 久 保	和 孝	(重要な兼職の状況) 株式会社大久保アソシエイツ 代表取締役社長、セガサミーホールディングス株式会 社 社外取締役(監査等委員)、サンフロンティア不動産株式会社 社外取締役(監査 等委員)、株式会社ブレインパッド 社外取締役(監査等委員)、株式会社サーラコ ーポレーション 社外取締役、株式会社商工組合中央金庫 社外取締役、武蔵精密工業 株式会社 社外取締役(監査等委員)、株式会社SS Dnaform 代表取締役社長
社 外 取 締 役 (独立役員)	木 村	尚敬	(重要な兼職の状況) 株式会社経営共創基盤 パートナー マネージングディレクター

É	会社に	こおける	る地位		f	无		名	1	重要な兼職の状況
常	勤	監	査	役	大	隅		祥	子	-
社 (外 独 :	監 立 役	查	役)	中	森	真	紀	子	(重要な兼職の状況) 中森公認会計士事務所 代表、伊藤忠商事株式会社 社外取締役、鹿島建設株式会社 社外監査役
社	外	監	查	役	松	嶋		希	会	(重要な兼職の状況) アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 スペシャル・カウンセル
社 (外 独 :	監 立 役	査		西	垣			淳	(重要な兼職の状況) 株式会社オオバ 顧問

- (注) 1. 清水哲朗氏は、2023年11月14日付で株式会社LIFULL Financiall代表取締役に就任したことにより、同日付で社外取締役ではなくなりました。
 - 2. 宍戸潔氏は、2023年12月21日開催の第29回定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任し、取締役に就任いたしました。
 - 3. 社外監査役 中森真紀子氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 社外監査役 西垣淳氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款に定めており、各社外取締役及び各監査役と責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の内容の概要は以下のとおりであります。

1. 被保険者の範囲

当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人

2. 保険契約の内容の概要

当該保険契約により被保険者の損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。なお、保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、以下の場合には填補の対象としないこととしております。

- ・被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- ・被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求
- ・法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求
- ・被保険者に報酬又は賞与その他の職務執行の対価が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
- ・被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行ったことに起因する損害賠償請求
- ・違法な利益の供与に起因する損害賠償請求

4. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。なお、今般、2024年11月13日開催の取締役会において、一部、報酬に株式付与を追加する変更を決議承認しました。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針(基本報酬の額、業績連動報酬等の額の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針を含む) 取締役の報酬等は、取締役が企業価値の向上を職責とすることを考慮し、従業員の賃金水準と比較して、職務執行上妥当な水準を確保・維持することを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、当社業績や株価の変動による利益・リスク等の利害を株主とより共有すること、及び中長期的な業績、企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的として業績連動報酬等とする。 社外取締役の報酬はその職務に鑑み、基本報酬のみとする。

- 2. 業績連動報酬等の個人別の報酬の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)業務執行取締役を対象とする業績連動報酬等は、当社グループ独自の取締役報酬制度(LIFULL Group Vison Achievement Score)(LVAS)として、①利他貢献:世の中への貢献、②成長・革新の度合い、③組織のビジョン体現の観点から独自の指標を定め、事業年度ごとに算出したスコアに則って算出された現金及び株式報酬とし、現金報酬については、毎月定額を支払うものとする。
- 3. 基本報酬の個人別の報酬の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む) 社外取締役を対象とする基本報酬は、月例の固定報酬とし、他社水準、当社業績、従業員の賃金水準等を総合的に勘案して決定するものとする。
- 4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、 その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び業績連動報酬等の額とする。

なお、業績連動報酬等の額については、LVASにより算出された額を踏まえて決定するものとする。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

時株主総会終結の時をもって辞任した社外監査役1名を含んでいるためであります。

役員区分	報酬等の総額	報酬等	支給人員		
10. 其色力	(百万円)	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	义加八貝
取締役 (うち社外取締役)	195 (23)	23 (23)	172 (–)	_	8名 (4名)
監査役 (うち社外監査役)	44 (27)	44 (27)	-	_	5名 (4名)

- (注) 1. 取締役の報酬額は、2000年7月15日開催の臨時株主総会において、年額240,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名(うち社外取締役は0名)です。
 - 2. 監査役の報酬額は、2010年6月23日開催の定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
 - 3. 当事業年度末現在の取締役は9名(うち社外取締役は3名)、監査役は4名(うち社外監査役は3名)であります。 上表には無報酬の社外取締役1名を含んでおりません。 上表の支給人員の員数と相違しておりますのは、2023年11月14日付で社外取締役でなくなった1名及び2023年12月21日開催の第29回定
 - 4. 業績連動報酬等は、当社グループ独自の取締役報酬制度 (LIFULL Group Vison Achievement Score) (LVAS) に基づき事業年度ごとにスコア及び現金報酬を算出しております。LVASは、①利他貢献:世の中への貢献、②成長・革新の度合い、③組織のビジョン体現の観点から評価するよう設計されており、その評価指標には営業利益といった財務的な業績を図る指標に加え、利益還元、生産性といった当社の経営理念や事業戦略に照らし合わせて重要となる複数のKPIや、個人の貢献評価(個人査定)等を選定しております。
 - 5. 取締役会は、代表取締役社長執行役員兼LIFULL HOME'S事業本部長伊東祐司氏に対し、株主総会にて決議された金額の範囲内における各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の業績連動報酬等の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループ全体の業績や事業環境を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには、代表取締役社長執行役員が適していると判断したためであります。

5. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分・氏名	兼職先	兼職内容	兼職先との関係	
社外取締役小 林 正 忠	楽天グループ株式会社	常務執行役員	楽天グループ株式会社は、当社の株式を23,797,100株(18.59%)所有しており、当社は同社及びそのグループ企業との間で広告宣伝の依頼等の取引関係があります。	
社外取締役 中尾隆一郎	株式会社中尾マネジメント研究所	代表取締役社長	同社と当社との間には研修の依頼の取引関係が あります。	
	株式会社大久保アソシエイツ	代表取締役社長		
	セガサミーホールディングス株式会社	社外取締役		
	サンフロンティア不動産株式会社	社外取締役		
社外取締役	株式会社ブレインパッド	社外取締役	各社と当社との間には特別の関係はありませ	
大久保和孝	株式会社サーラコーポレーション	社外取締役	h.	
	株式会社商工組合中央金庫	社外取締役		
	武蔵精密工業株式会社	社外取締役		
	株式会社SS Dnaform	代表取締役社長		
社外取締役 木 村 尚 敬	株式会社経営共創基盤	パートナー マ ネージングディ レクター	同社と当社との間には特別の関係はありませ ん。	
	中森公認会計士事務所	代表		
社外監査役 中森真紀子	伊藤忠商事株式会社	社外取締役	同事務所及び各社と当社との間には特別の関係 はありません。	
ן טיוי אל איזי	鹿島建設株式会社	社外監査役		
社外監査役 松 嶋 希 会	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業	スペシャル・ カウンセル	同事務所と当社とは、同事務所の他の弁護士に よる役務提供の取引関係があります。	
社外監査役 西垣 淳	株式会社オオバ	顧問	同社と当社との間には特別の関係はありませ ん。	

(2) 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

	区	分・氏	名		活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社小	外 林	取	締正	役忠	当事業年度に開催された取締役会19回のうち17回に出席いたしました。企業経営における豊富な知見・経験に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために助言・提言を行っております。
社中	外尾	取隆	締一	役郎	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。住宅領域、テクノロジー領域、事業開発、マーケティング、組織活性化、KPIマネジメント分野への豊富な知見・経験に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために助言・提言を行っております。
社大	外 久	取保	締和	役孝	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に出席いたしました。公認会計士としてガバナンス、ファイナンス、コンプライアンス、CSR分野への豊富な知見・経験に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために助言・提言を行っております。
社木	外 村	取	締尚	役敬	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。経営改革、事業戦略分野への豊富な知見・経験に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために助言・提言を行っております。
社中	外森	監真	査紀	役 子	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に出席し、また監査役会18回のうち17回に出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から適宜質問し意見を述べております。
社松	外嶋	監	查希	役会	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、また監査役会18回の全てに出席いた しました。主に弁護士としての専門的見地から適宜質問し意見を述べております。
社西	外垣	監	査	役 淳	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、また監査役会18回の全てに出席いたしました。金融分野への豊富な知見・見識に基づき、適宜質問し意見を述べております。

(4) 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬の総額 該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する記載内容に対する意見

上記 (1) \sim (4) に掲げる事項の記載内容に対して、社外取締役及び社外監査役からの意見は特にありません。

V 会計監査人の状況

1. 名称 PwC Japan有限責任監査法人

なお、従来、当社が監査証明を受けているPwCあらた有限責任監査法人は、2023年12月1日付でPwC京都監査法人と合併し、名称をPwC Japan有限責任監査法人に変更しております。

2. 報酬等の額

	報酬等の額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	59百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	2百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
 - 3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について 同意の判断をいたしました。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

当該解任をした場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

VI 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務並びに当社及び その子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社は、「常に革進することで、より多くの人々が心からの『安心』と『喜び』を得られる社会の仕組みを創る」ことを基本理念とし、また「利他主義」を社是として、社会、お客様、家族、仲間等の全方位に向けて「みんなを幸せにしたい」という想いで事業に取り組んでおります。

この基本理念及び社是の下、コーポレート・ガバナンス体制及びコンプライアンス体制を整備・構築し運用していくことが経営の重要な責務であることを認識し、会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に従い、下記の内部統制システム構築の基本方針を定め、業務の適正を確保するための体制を整備・構築いたします。

また、今後とも、内部統制システムの目的を果たす上で必要な見直しを行い、より一層適切な内部統制システムを整備・構築すべく努めております。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①定款その他社内規程等を定めることにより、当社及び子会社の取締役及び使用人が法令、社会倫理規範等を遵守するための行動規範とし、法令、定款その他に違反する不正行為等を発見した場合の通報制度として常勤監査役、経営管理担当本部及び外部第三者機関を窓口とした内部通報体制を整備する。また、コンプライアンスの所管部署である法務部門が、全社的な役職員教育を実施することにより、CSRの一環としてコンプライアンス体制の構築、維持、向上を図る。
- ②監査役会及び監査役を設置し、適切かつ十分な能力を有した監査役が、独立性を維持しつつ適宜監査を実施し、業務の適法性の検証や不正取引の発生防止等に努め、全社的な法令遵守体制の精度向上を図る。またそれらのモニタリング結果・改善点等を含む問題点や今後の課題を、随時、取締役会に報告する。なお、監査役から当社のコンプライアンス体制についての意見及び改善策の要求がなされた場合は、取締役及び執行役員が遅滞なく対応し改善を図ることとする。
- ③代表取締役社長執行役員直属の内部監査部門を設置し、適切かつ十分な能力を有した内部監査人が、監査役会・会計監査人と連携・協力して適宜業務プロセスの検証を行う。横断的かつ継続的な検証を行うことで全社的なリスク評価や不正取引の発生防止等に努め、業務の有効性や効率性に寄与することを目的とした内部監査を推進する。また随時、それらのモニタリング結果・改善点等を代表取締役社長執行役員や監査役に報告するほか、定期的に取締役会へも報告する。

- ④代表取締役社長執行役員は、監査役・内部監査部門からの経営・業務プロセス改善等の報告を該当部門にフィードバックすることによりコンプライアンス体制を向上・改善する義務がある。
- ⑤代表取締役社長執行役員は、定期的に内部統制状況を確認し、内部統制報告書の「代表者確認書」を作成する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款、及び取締役会規程、稟議規程、文書管理規程等の各種社内規程、方針等に従い、文書(紙又は電磁的媒体)に記録し、かつ検索性の高い状態で適切に保管・管理する体制を整備し、取締役・監査役はこれらの文書を閲覧する権限を有する。

(3) 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理委員会を設置し、当社グループに重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを一元的に管理することで、当社グループ全体でのリスク管理体制を構築する。
- ②リスク管理委員会は、リスク管理体制整備の進捗状況や具体的個別事案を通じての体制のレビューを行い、定期的に取締役会に報告する。また必要に応じて監査役会にも報告する。
- ③監査役は、社内の重要な会議等に出席し、取締役の意思決定プロセス並びに業務執行状況を監査することによって、損失の危険がある事項と判断した場合には、取締役会においてその意見を報告する等、適宜対処する。
- ④内部監査部門の監査により全社横断的なリスク状況の監視を行い、法令及び定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の重要度等について直ちに代表取締役社長執行役員及び担当部署に報告し、損失の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を構築する。また、各部署が損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査部門に報告する体制を構築する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①定例の取締役会を少なくとも月に1回以上開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り会社の重要事項を決議するとともに、各取締役の業務執行を監督するほか、各種重要会議を設置し、取締役会付議事項の事前検討、取締役会から委譲された権限の範囲内における様々な経営課題についての意思決定を行う。
- ②「執行役員制度」を導入し、経営と業務執行の分離を明確にした上、取締役の経営判断における健全性と効率 性を高める。
- ③社内規程に基づく職務決裁権限により、適正かつ効率的に意思決定を行う。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①関係会社管理については、社内規程等に基づき、子会社、関連会社における重要な決定事項を親会社の経営管理担当本部へ報告させることによりグループ会社経営の効率化を図る。経営管理担当本部は、経理、財務等の業務機能について、子会社、関連会社に対して必要な報告義務を指示する。その他、情報交換、人事交流等の連携体制の確立を図り、適切な経営を指導することにより、強固な企業集団全体の内部統制システムを構築する。
- ②監査役は子会社に対する監査を実施するとともに、被監査会社、代表取締役社長執行役員及び監査役会にその 結果を報告し、グループ全体の内部統制の有効性と妥当性を検証する。
- ③代表取締役社長執行役員は、当社グループ各社の効率的な運営と、その監視監督体制の整備を行う。
- ④内部監査部門は、社内各部門へ専門的視点からリスク評価手法の指導、社員教育等の支援を行っていくことで、有効な内部統制を継続的に維持する。また、内部統制部門は、統制手続き構築支援を行う。
- ⑤事業年度毎に、連結に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制について 評価した報告書(内部統制報告書)を有価証券報告書と併せて内閣総理大臣に提出する。
- ⑥業務プロセスについては監査法人が定期的な監査を行い、内部統制報告書の監査証明を発行する。また、その 改善指摘事項については、内部監査部門の監督の下、遅滞なく改善を行う。

(6) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規程に基づく職務決裁権限により、適正かつ効率的に意思決定を行う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役より合理的な理由に基づき監査業務の補助者を求められた場合、当社は、監査役の業務を補助する使用人(以下「監査役スタッフ」という)として適切な人材を配置する。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役スタッフは、監査業務に関しては、監査役以外の指示、命令を受けない。
- ②監査役スタッフの任命・解任、評価、人事異動等に関しては、事前に常勤監査役に報告し、監査役会の同意を 得る。

(9) 前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、監査役スタッフに対し必要な調査、情報収集の権限を付与することにより監査役の指示の実効性を確保する。

(10) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①監査役は、取締役会のほか重要会議に出席し、重要事項の報告を受けるほか、その都度必要に応じて取締役等から重要事項の報告を受ける権限を有する。
- ②当社及び子会社の取締役等は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、又は著しく不当な事実があることを発見した場合、速やかに監査役に報告する義務を負う。

(11) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(12) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(13) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、以下の取組みを行う。

- ①監査役は、取締役と相互の意思の疎通を図るため適宜会合を持つ。
- ②監査役は、会計監査人・内部監査人と連携・協力して監査を実施する。
- ③代表取締役社長執行役員と監査役は、半期毎又は必要に応じ会合を持ち意見交換を実施する。
- ④監査役と会計監査人は、四半期毎又は必要に応じ意見交換会を開催する。

2. 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し毅然とした姿勢・態度で臨み、一切の関係を持たないことを下記のとおり基本方針として定め、この方針に従った対応を徹底いたします。

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ①当社は、反社会的勢力との取引を一切行いません。
- ②当社は、いかなる理由があっても、反社会的勢力との裏取引、資金提供等一切の便宜を図る行為をいたしません。
- ③当社は、反社会的勢力からの不当要求には一切応じません。反社会的勢力からの不当要求に対しては、民事上と刑事上の両面から法的対応を行うとともに、これらに対し、組織的に対応いたします。
- ④当社は、反社会的勢力との取引又は疑いのある取引が判明した場合、直ちに関係解除に向けた適切な措置を講じます。
- ⑤当社は、平素より警察、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な 連絡関係を構築するとともに、不当要求に対応する従業員の安全を確保いたします。

(2) 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況

- ①反社会的勢力対応統括部署の設置
 - 当社は、総務部門を反社会的勢力に対する対応統括部署とし、情報の一元管理・蓄積を行います。また、反社会的勢力の要求に対しては、社内関係部門と連携して、毅然とした姿勢で対応する体制を構築いたします。
- ②外部専門機関との連携
 - 当社は、反社会的勢力に対する取り組みとして、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、 反社会的勢力に係る情報等の収集に努めるほか、所轄警察署、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センタ ー、顧問弁護士等の外部の専門機関と平素から緊密な連携を保ち、連携して事態に対処する体制を整備してお ります。
- ③社内研修活動の実施

当社は、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターによる「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第14条第2項に規定する不当要求防止責任者講習の受講等はもとより、適時にコンプライアンス講習を開催し、反社会的勢力排除に向けた啓発活動・意識向上に取り組んでおります。

3. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況に関する概要は以下のとおりです。

(1) 取締役の職務遂行に関する事項

取締役会規程をはじめとした社内規程等を定め、取締役が法令並びに定款に則して意思決定、行動をするよう 徹底しております。当事業年度において取締役会を19回開催し、各議案についての適切な審議、業務執行の報 告及び監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

また、常勤取締役、常勤監査役、執行役員等で構成される経営会議を開催し、業務執行の効率性を確保しております。

(2) 監査役の職務遂行に関する事項

当事業年度において監査役会を18回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。

監査役は取締役会への出席、及び常勤監査役による経営会議やその他の重要会議への出席を通じ、内部統制の整備、運用状況を確認しております。また代表取締役社長執行役員、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的な情報交換を行うことで内部統制システム全般をモニタリングしております。

(3) コンプライアンス、リスク管理に関する事項

代表取締役社長執行役員は当事業年度においてリスク管理委員会を開催し、全社的なリスク管理を行い、状況 に応じて適宜対処しております。

また、コンプライアンス教育の一環として担当部門より、子会社を含む役員及び社員向けに適時各種法務研修や啓発活動を実施しております。

(4) 反社会的勢力排除に向けた体制に関する事項

お取引先様に対して取引時の事前確認を実施するため、専門部署を設置するとともに、特殊暴力防止対策連合会、特殊暴力防止対策協議会等に加盟し、定期的な情報収集を実施しました。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2024年9月30日現在)

- ((単	付	٠	古	万	Ш	١
- 1	=	11/		\Box	/ /		

科目	金額
資産	
流動資産	21,589
現金及び現金同等物	14,633
売掛金及びその他の短期債権	4,299
その他の短期金融資産	1,836
その他の流動資産	820
非流動資産	19,602
有形固定資産	950
使用権資産	1,654
のれん	9,954
無形資産	2,456
持分法で会計処理されている投資	205
その他の長期金融資産	2,220
繰延税金資産	2,118
その他の非流動資産	42
資産合計	41,191

科目	金額
負債及び資本	
負債	
流動負債	10,295
買掛金及びその他の短期債務	2,973
借入金	3,572
リース負債	725
未払法人所得税	488
その他の流動負債	2,535
非流動負債	6,693
借入金	253
リース負債	987
引当金	532
その他の長期金融負債	4,334
繰延税金負債	509
その他の非流動負債	76
負債合計	16,989
資本	
親会社の所有者に帰属する持分	24,105
資本金	9,716
資本剰余金	9,938
利益剰余金	2,639
自己株式	△2,009
その他の資本の構成要素	3,819
非支配持分	97
資本合計	24,202
負債及び資本合計	41,191

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2023年10月1日から2024年9月30日まで)

(単位:百万円)

科目	金額
売上収益	34,466
売上原価	2,252
売上総利益	32,214
販売費及び一般管理費	31,394
その他の収益	1,014
その他の費用	8,278
営業損失	6,443
金融収益	143
金融費用	321
持分法投資損益(損失は△)	△193
持分法による投資の減損損失	261
税引前当期損失	7,076
法人所得税費用	1,386
当期損失	8,462
以下に帰属する当期損失	
当期損失:親会社の所有者に帰属	8,463
当期損失:非支配持分に帰属	△0
습計	8,462

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書 (2023年10月1日から2024年9月30日まで)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の 構成要素
2023年10月1日残高	9,716	10,035	11,662	△2,009	3,051
当期利益(△損失)	_	_	△8,463	_	_
その他の包括利益	_	_	_	_	753
当期包括利益合計	_	_	△8,463	_	753
剰余金の配当	_	_	△545	_	_
株式報酬取引	_	△45	_	_	0
利益剰余金への振替	_	_	△13	_	13
自己株式の取得	_	_	_	△0	_
非支配持分株主との資 本取引	_	△51	_	_	_
所有者との取引額合計	_	△96	△559	△0	14
2024年9月30日残高	9,716	9,938	2,639	△2,009	3,819

	親会社の所有者に 帰属する持分合計	非支配持分	資 本 合 計	
2023年10月1日残高	32,456	97	32,554	
当期利益 (△損失)	△8,463	0	△8,463	
その他の包括利益	753	_	753	
当期包括利益合計	△7,710	0	△7,709	
剰余金の配当	△545	△1	△547	
株式報酬取引	△44	_	△44	
利益剰余金への振替	_	_	_	
自己株式の取得	△0	_	△0	
非支配持分株主との資 本取引	△51	0	△51	
所有者との取引額合計	△641	△1	△642	
2024年9月30日残高	24,105	97	24,202	

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2024年9月30日現在)

科目 金額 資産の部 流動資産 15.169 現金及び預金 8,625 売掛金 2,530 前払費用 372 短期貸付金 1,945 未収入金 1.697 2 その他 貸倒引当金 △2 固定資産 17.132 有形固定資産 499 建物 412 工具器具備品 65 リース資産 20 その他 1 無形固定資産 465 ソフトウェア 328 ソフトウェア仮勘定 130 その他 6 投資その他の資産 16.166 投資有価証券 227 関係会社株式 8.692 その他の関係会社有価証券 4.161 関係会社出資金 114 敷金及び保証金 671 固定化営業債権 42 長期前払費用 24 繰延税金資産 1,564 長期貸付金 705 貸倒引当金 △35 資産合計 32,301

科目	金額
負債の部	
流動負債	6,392
買掛金	152
短期借入金	3,200
1年内返済予定の長期借入金	34
未払金	1,842
リース債務	15
未払費用	124
未払法人税等	356
未払消費税等	185
預り金	49
賞与引当金	420
その他	13
固定負債	584
長期借入金	49
リース債務	23
資産除去債務	512
負債合計	6,977
純資産の部	
株主資本	25,267
資本金	9,716
資本剰余金	10,259
資本準備金	9,982
その他資本剰余金	277
利益剰余金	7,301
その他利益剰余金	7,301
繰越利益剰余金	7,301
自己株式	△2,009
評価・換算差額等	4
その他有価証券評価差額金	4
株式引受権	44
新株予約権	7
純資産合計	25,324
負債及び純資産合計	32,301

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年10月1日から2024年9月30日まで)

科目	金額
売上高	23,487
売上原価	1,207
売上総利益	22,280
販売費及び一般管理費	20,229
営業利益	2,051
営業外収益	575
受取利息	34
受取配当金	337
経営指導料	101
受取手数料	18
飲食事業収入	16
不動産賃貸収入	31
その他	36
営業外費用	258
支払利息	23
飲食事業費用	24
不動産賃貸費用	41
為替差損	78
固定資産除却損	32
投資事業組合運用損	25
その他	31
経常利益	2,368
特別利益	1,088
投資有価証券売却益	16
関係会社株式売却益	1,069
固定資産売却益	1
その他	0
特別損失	939
投資有価証券評価損	123
関係会社株式評価損	790
減損損失	24
固定資産売却損	1
税引前当期純利益	2,517
法人税、住民税及び事業税	498
過年度法人税等	△0
法人税等調整額	451
当期純利益	1,566

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2023年10月1日から2024年9月30日まで)

株主資本									
		資本剰余金			利益剰余金				
資本金	資本準備金を	その他	資本剰余金	その他利益剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計		
		貝平华洲立	資本剰余金	合 計	繰越利益剰余金	合 計			
2023年10月1日残高	9,716	9,982	277	10,259	6,279	6,279	△2,009	24,246	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当	_	-	_	_	△545	△545	_	△545	
当期純利益	_	_	_	_	1,566	1,566	-	1,566	
自己株式の取得	_	-	_	_	_	_	△0	△0	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	_	-	_	_	-	_	-	_	
事業年度中の変動額合計	_	-	_	-	1,021	1,021	△0	1,021	
2024年9月30日残高	9,716	9,982	277	10,259	7,301	7,301	△2,009	25,267	

	評価・換	算差額等				
	その他有価 証 券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	株式引受権	新株予約権	純資産合計	
2023年10月1日残高	5	5	89	6	24,348	
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	-	_	_	_	△545	
当期純利益	-	_	_	_	1,566	
自己株式の取得	-	_	_	_	△0	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	Δ0	△0	△45	0	△45	
事業年度中の変動額合計	△0	△0	△45	0	976	
2024年9月30日残高	4	4	44	7	25,324	

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月28日

株式会社LIFULL 取締役会 御中

> PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 林 壮一郎

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 木村 圭佑

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社LIFULLの2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社LIFULL及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を 行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注 記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月28日

株式会社LIFULL 取締役会 御中

> PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 林 壮一郎

業務執行社員 指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 木村 圭佑

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社LIFULLの2023年10月1日から2024年9月30日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を 行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注 記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかととも に、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示 しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年10月1日から2024年9月30日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動 計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及 び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月28日

株式会社LIFULL 監査役会

 監査役
 大
 隅
 祥
 子

 監査役
 中
 森
 真紀子

 監査役
 松
 嶋
 希
 会

 監査役
 西
 垣
 淳

(注) 監査役中森真紀子、監査役松嶋希会及び監査役西垣淳の各氏は会社法第2条第16号及び、第335条第3項に定める社外監査 役であり、監査役大隅祥子氏は常勤監査役であります。

以上

以上

Information

株主メモ

事業年度 毎年10月1日から翌年9月30日まで

定時株主総会 毎年12月 期末配当金受領株主確定日 9月30日

株主名簿管理人及び三井住友信託銀行株式会社

特別口座管理機関

同連絡先 〒168-0063

東京都杉並区和泉2丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 **20** 0120-782-031 (フリーダイヤ

ル)

受付時間 9:00~17:00

(土日休日を除く)

上場証券取引所東京証券取引所プライム市場

(証券コード:2120)

単元株式 100株

公告の方法 電子公告により行います。

公告掲載アドレス https://lifull.com/

ただし、やむを得ない事由により電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

株式・配当についての お問い合わせ 上記の株主名簿管理人にお問い合わせください。なお、証券会社をご利用の株主様は、□座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。

「事業戦略説明会」の開催についてのご案内

株主総会に先立ち12月16日(月)19時30分より「事業戦略説明会」を開催いたします(本社会場とオンラインによるハイブリッド形式)。詳細は、株主総会招集ご通知に同封のご案内または当社投資家情報サイトをご覧ください。

※会場参加をご希望される方は、事前登録をお願いいたします。

「株主様アンケート」へご協力のお願い

今後のIR活動の参考とさせていただくため、当社投資家情報サイトにて株主様アンケートを実施しております。お忙しい所大変恐縮ですが、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

●株式会社LIFULL 株主様アンケート(30期)



決算説明会等の動画掲載のご案内

当社YouTubeチャンネルにて、決算説明会等の動画を公開しております。

●株式会社LIFULL YouTube

https://www.youtube.com/@LIFULL

株式会社LIFULL 投資家情報サイト

日本語) https://lifull.com/ir/

英 語 https://lifull.com/en/ir/